交通安全旬間パレード

No. 37
昭和40年6月10日
毎月発行
発行所
福岡県田川郡方城町
印刷所
文化印刷所
田川市東区鉄砲町
電話田川②4199番

来る七月四日は参議院議員選挙の投票日です。

従来、参議院議員選挙は衆議院議員選挙にくらべて、国民の関心がうすいといわれ、また今回は農繁期の最中に行なわれる関係上その投票率が懸念されていますが、御承知の様に参議院は国会を構成する二本の柱の一つであり、現実の運営に多少の批判はありましても、これを根気強く育てあげていくことこそ、民主国家を作りあげる基本的な事項の一つであります。

従つて、七月四日の投票日には民主政治の主権者として、もれなく投票致しましょう。

「投票について」

投票日は七月四日の日曜日

投票の出来る時間は午前七時から午後六時までです。

投票の順序はまず、はじめに地方区（黒刷りの投票用紙）の投票を行い、その次に、全国区（赤刷り投票用紙）の投票を行います。

従つて候補者の氏名を間違つて書きますとすべて無効となりますので御注意下さい。

尚、農繁期でありますので、着換え等をしないで仕事着のまま投票所においで下さい。

七月四日は参議院議員選挙の投票日です

こぞって投票しましょう!!

「参議院とはどういうものか」

わが国では、国会は衆議院と参議院で構成された二院制の議会制度がとられています。

では、なぜ二院制がとられているかを考えますと、理論的には衆議院は選挙によって、国民の意思を完全に反映しているので、参議院は必要でないともいえましょう。

しかし、現実には選挙制度も完全無欠を期することは困難であり、衆議院が完全に理想的に国民の意思を反映しているとは必ずしもいえません。

また、議会における多数決制度についても、必ずしもすべての場合において常に正しい方向に議決がなされるとは限りません。

したがって、現実の制度が完全でないことを認めてそれを少しでも補って、より完全に国民の意思を議会に反映させて、衆議院の行き過ぎを抑えたり、審議を慎重にさせるために、衆議院とは選出方法の違った参議院が設けられているのです。

また、多数党と行政権を持つ内閣とが一体となる議院内閣制の行過ぎを是正し、反省を求めることが必要であり、又衆議院が解散その他の理由で活動できなくなったときに、参議院が一時補充的な役割りを致します

従って、参議院は衆議院とともに内閣の批判者であると同時に、衆議院の批判者でもあることが期待されるわけであります。

＜議員の任期＞参議院議員の場合は六年で、三年ごとに議員の半数が改選される参議院議員の任期を衆議院議員（任期四年）より長くし、参議院に解散をなくしているのは、**議員の身分**をより永続的に安定したものにすると同時に、衆議院が解散によってなくなった場合、国に緊急の必要があるときは、臨時に国会としての役割りを果たさせようとするためであります。

＜被選擧権＞年令満三十才以上の者に認められているが、これは衆議院議員の場合満二十五才以上の者に認められているのと異なっています。

衆議院の四百六十七人に対し、参議院は二百五十人（地方区百五十人、全国区百人）であります。

これは老練な比較的少数の議員による有効な審議を期待しているためです。

＜選擧区＞衆議院議員は三名ないし五名を定員とするいわゆる中選挙区制によって選出されるのに対し、参議院議員には都道府県単位に選出される地方区選出議員と、**全国を通じて選出される全国選出議員**とがあるこのような特色ある制度をとることによって、地盤が一地方に限られる地方的名望家ではなくて、全国的に有名な文化人、学識経験者や全国的組織を持つ職能団体の支持する人物などが選出される道を用意したものといえます。

「弁城小学校の投票所がなくなりました!!」

このたびの参議院選挙より第一投票区の弁城小学校の投票所は廃止になり、投票所は方城町役場の農業会館と方城中学校の体育館の二カ所になります。

これは、方城炭坑等の終山により、年々有権者が減少して、各投票区の有権者数の均衡がくずれ、又選挙のたびごとに執行経費の増大をきたすため、去る五月八日、弁城側の常会長並びに駐在員と選挙管理委員会との合同会議を開き、協議の結果、次の表の通り投票所が変りましたのでお知らせ致します。

弁城の岩屋、上弁城、野地、新町、迫地区の有権者の皆様には大変不便が予想されますが、本年中に弁城、伊方の循環バスの運行も予定されていますので、今度の参議院選挙にはこれらの事情を御了解の上、七月四日の投票日には全員御参加の程お願い致します。

新しい投票所区分表

投票区名	投票所名	施設の名称	駐在区名
第1投票区	第1投票所	役場 農業会館	岩屋、上弁城、野地、新町、浄万寺久六、春田、迫、三本松、草場、長浦、広谷、見六、丸山、中原、新門上、〃下、方城炭坑、大正町、山ノ手、新門入口、倉石坑、松原
第2投票区	第1投票所	方城中学校 体育館	野添上、〃下、平塚、東古門、中古門、西古門、前村、音丸、清先、公園通り、矢久保、後谷上、後谷下、局通、湯場通、八幡町、大黒、方正1、方正2、鶴ヶ丘上、鶴ヶ丘下

「補充選挙人名簿登録の申出について」

参議院選挙の投票日は七月四日の日曜日に決まりましたので、方城町選挙管理委員会から、補充選挙人名簿についてお知らせします

選挙の投票をするには、投票用紙が必要ですが、これを受けるには方城町の選挙人名簿に名前がのっていなければなりません。

補充選挙人名簿は、住所が変ったり（但し昭和四十年三月十日以前から引き続き住所を有する者）満二十才になった人（昭和二十年六月十日以前に生れた者）で名前がおちている人を補充するためにあります。

いままでは選挙が近づくと、一定の期間をきめて、補充選挙人名簿の登録申請を受けつけていましたが、この制度が、ことしの五月一日から廃止され、いつでも本人の申し出があれば受けつけられることになりました。

こんどの参議院選挙に使われる補充選挙人名簿は、参議院選挙の公示の日の前日、即ち六月九日までに、本人から登録の申し出があった場合のみのせられることになっています。

あなたの名前がのっているかどうかは、六月二十三日より二十五日までの補充選挙人名簿縦覧期間中に役場選挙係でたしかめてください。

また、最近住所を変更したり、満二十才になったりした方は、なるべく早目に役場選挙係に申し出てください。申し出がないと選挙権があっても投票できないことになります。

正しい明るい選挙をするためにも、まず、自分の名前が、選挙人名簿にのっているかどうかをたしかめて選挙権を正しくつかうようにいたしましょう。

不在者投票について

〃選挙当日都合の悪いかたはこの方法で〃

投票日の七月四日に仕事や旅行などで、どうしても決められた投票所まで行けない人たちのために、公示の日（六月十日）から投票日の前日（七月三日）まで、特別に投票できるこの制度が設けられています。県の選挙管理委員会が指定した病院に入院中の人、投票日がちようど出産予定の産婦などもこの制度を利用できます。

ただ、いずれの場合にも勤務先の責任者、医師、駐在員、市町村長などの証明書が必要です。

又次のような場合にも投票の道は開けています。

たとえば六月一日に方城町から糸田町に転出したAさんは、糸田町に三カ月以上住んでいないため、糸田町の補充選挙人名簿に登録できませんが、Aさんが投票日に方城町に帰れば、もちろん投票できます。

それが無理ならば、糸田町選挙管理委員会に申し出て、糸田町長の証明書を添えて方城町の選挙管理委員会へ不在者投票の申請をすれば、投票用紙が届き、糸田町選挙管理委員会で不在者投票が出来ます。

選挙小唄

（御座敷小唄替え唄）

一、ふじの高嶺の白雪の
清い姿をそのままに
きれいな選挙は世を
照らし
明るい政治の元となる

二、きいてしらべてまた
きいて
信じられたら決めまし
よう
義理や人情や買収は
正しい選挙のじやまに
なる。

三、向う三軒両どなり
えらぶお方は
ちがっても
めざす気持はみな同じ
胸に恥じないよい選挙

参議院議員通常選挙事務日程

選挙運動ができる期間（7月3日午後9時まで）

6月10日　11　12　13　14　15　16　17　18　19　20　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30　1　2　3　7月4日

6月10日	選挙告示 補充名簿調整期日 不在者投票受付開始
11～22	補充名簿調整期間 12日間
23～25	補充名簿縦覧異議申立 期間3日間
26～27	補充名簿に関する異議申立決定二日間
28	補充名簿確定
29	立会演説会　午後一時三〇分から田川市体育館 午後七時から川崎小学校講堂
3	不在者投票締切期限（午後五時まで）
7月4日	投票開票

昭和38年度方城町歳入歳出決算　一般会計決算

歳入				
款	予算額	決算額	予算額に比し増減	決算総額に対する割合
1. 町税	円 19.005.540	円 18.124.212	円 △ 881.328	% 11.1
2. 地方交付税	59.186.000	59.186.000	0	34.5
3. 公営企業財産収入	74.910	197.777	122.867	0.1
4. 分担金及び負担金	6.121,350	6.084.193	△ 37.157	3.6
5. 使用料及び手数料	504.700	447.160	△ 57.540	0.1
6. 国庫支出金	44.489.803	44.843.945	354.142	25.9
7. 県支出金	5.616.632	5.526.746	△ 89.886	3.3
8. 繰越金	1.800.000	1.791.879	△ 8.121	1.0
9. 雑収入	3.053.872	1.191.880	△1.861.992	1.8
10. 起債	11.800.000	11.800.000	0	6.9
11. 町債	20.000.000	20.000.000	0	11.7
歳入合計	**171.652.807**	**169.193.792**	**△2.459.015**	**100%**

歳出				
款	予算額	決算額	不用額	決算総額に対する割合
1. 議会費	円 6.330.553	円 6.256.061	円 74.492	% 3.7
2. 役場費	27.954.140	27.021.814	932.326	16.3
3. 警察消防費	1.846.847	1.507.026	339.821	1.1
4. 土木費	54.517.911	53.525.514	992.397	31.8
5. 教育費	42.561.840	41.559.263	1.002.577	24.8
6. 社会労働施設費	14.262.647	14.032.590	230.057	8.3
7. 保健衛生費	4.829.768	4.752.787	76.981	2.8
8. 産業経済費	7.815.434	7.560.584	254.850	4.5
9. 財産費	988.800	862.237	126.563	0.6
10. 統計調査費	26.980	20.980	6.000	—
11. 選挙費	924.266	873.244	51.022	0.5
12. 公債費	1.983.020	1.983.013	7	1.2
13. 諸支出金	4.686.261	2.907.137	1.779.124	2.7
14. 予備費	2.924.340	0	2.924.340	1.7
歳出合計	**171.652.250**	**162.862.250**	**8.790.557**	**100%**

歳入歳出差引剰余金　6.331.542円　翌年度え繰越

昭和38年度方城町国民健康保険事業特別会計決算

歳入				
款	予算額	決算額	予算額に比し増減	決算総額に対する割合
1. 国民健康保険税	3.003.350	2.304.000	△ 699.350	32.2
2. 使用料及び手数料	100	0	△ 100	—
3. 国庫支出金	4.270.772	5.828.596	1.557.824	45.8
4. 県支出金	100	0	△ 100	—
5. 繰入金	500.000	0	△ 500.000	5.4
6. 繰越金	1.549.632	1.888.102	338.470	16.6
7. 雑収入	1.000	46.436	45.436	—
歳入合計	**9.324.954**	**10.067.134**	**742.180**	**100%**

歳出				
款	予算額	決算額	不用額	決算総額に対する割合
1. 役場費	1.502.423	1.451.593	50.830	16.1
2. 保険給付費	7.608.321	7.540.562	67.759	81.6
3. 公債費	2.000	0	2.000	0
4. 諸支出金	202.210	173.484	28.726	2.2
5. 予備費	10.000	0	10.000	0.1
歳出合計	**9.324.954**	**9.165.639**	**159.315**	**100%**

歳入歳出差引剰余金　901.495円　翌年度え繰越

昭和38年度方城町町立病院特別会計決算

歳入				
款	予算額	決算額	予算額に比し増減	決算総額に対する割合
1. 診療報酬	20.327.570	21.494.531	1.166.961	84.2
2. 財産収入	100	0	△ 100	--
3. 使用料及び手数料	40.000	44.861	4.861	0.2
4. 繰越金	50.000	25.766	△ 24.234	0.2
5. 雑収入	2.710.994	2.955.802	244.808	11.2
6. 繰入金	1.000.000	0	△1.000.000	4.2
歳入合計	**24.128.664**	**24.520.960**	**392.296**	**100%**

歳出				
款	予算額	決算額	不用額	決算総額に対する割合
1. 病院費	20.796.709	20.218.349	578.360	86.2
2. 給食費	1.795.080	1.597.865	197.215	7.4
3. 財産費	50.000	50.000	0	0.2
4. 諸支出金	1.372.605	1.364.064	8.541	5.7
5. 予備費	60.000	0	60.000	0.3
6. 公債費	54.270	50.670	3.600	0.2
歳出合計	**24.128.664**	**23.280.948**	**847.716**	**100%**

歳入歳出差引剰余金　1.240.012円　翌年度え繰越

昭和40年度方城町当初予算が決まりました(1)一般会計当初予算 （単位千円）

歳入					歳出				
費目（款）	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算総額に対する割合 %	費目（款）	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算総額に対する割合 %
1. 町税	16.462	17.932	△ 1.470	11.2	1. 議会費	6.213	6.826	△ 613	4.3
2. 地方交付税	69.541	59.051	10.490	47.5	2. 総務費	30.382	28.097	2.285	20.8
3. 分担金及び負担金	3.164	2.455	709	2.2	3. 民生費	16.379	14.098	2.269	11.2
4. 使用料及び手数料	2.722	2.552	170	1.9	4. 衛生費	4.700	3.329	1.371	3.2
5. 国庫支出金	36.921	36.913	8	25.2	5. 労働費	28.781	32.142	△ 3.361	19.7
6. 県支出金	2.884	2.594	290	2.0	6. 農林水産費	12.117	7.372	4.745	8.3
7. 財産収入	5.058	235	4.823	3.5	7. 商工費	255	225	30	0
8. 寄附金	1	1	0	0	8. 土木費	7.594	7.392	202	5.2
9. 諸収入	2.605	3.059	△ 454	1.8	9. 消防費	2.478	1.987	491	1.7
10. 町債	7.000	6.100	900	4.7	10. 教育費	27.418	21.811	5.607	18.7
（繰入金）	0	1.000	△ 1.000	−	11. 災害復旧費	2.654	4.272	△ 1.618	1.8
（繰越金）	0	1	△ 1	−	12. 公債費	4.387	2.342	2.045	3.0
					13. 予備費	3.000	1.500	1.500	2.1
					（諸支出金）	0	500	△ 500	
歳入合計	**146.358**	**131.893**	**14.465**	**100%**	**歳出合計**	**146.358**	**131.893**	**14.465**	**100%**

(2) 国民健康保険事業費特別会計当初予算 （単位千円）

歳入					歳出				
費目（款）	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算総額に対する割合 %	費目（款）	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算総額に対する割合 %
1. 国民健康保険税	5.795	2.747	3.048	37.4	1. 総務費	2.251	1.978	273	14.5
2. 使用料及び手数料	1	1	0	—	2. 保険給付費	13.198	9.644	3.554	85.2
3. 国庫支出金	9.543	6.505	3.038	61.6	3. 基金積立金	1	1	0	−
4. 県支出金	1	1	0	—	4. 公債費	20	2	18	0.1
5. 繰越金	10	1.874	△ 1.864	0.1	5. 諸支出金	5	5	0	0.1
6. 諸収入	135	12	123	0.9	6. 予備費	10	10	0	0.1
（繰入金）	0	500	△ 500	−					
歳入合計	**15.485**	**11.640**	**3.845**	**100%**	**歳出合計**	**15.485**	**11.640**	**3.845**	**100%**

(3) 町立病院特別会計当初予算 （単位千円）

歳入					歳出				
費目（款）	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算総額に対する割合 %	費目（款）	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算総額に対する割合 %
1. 診療収入	28.843	23.235	5.608	99.3	1. 総務費	18.298	13.985	4.313	63.0
2. 使用料及び手数料	45	40	5	0.2	2. 医業費	10.565	8.266	2.299	36.4
3. 諸収入	35	20	15	0.1	3. 施設整備費	130	45	85	0.4
4. 繰越金	120	0	120	0.4	4. 公債費	50	0	50	0.2
（県支出金）	0	1	△ 1	--	（諸支出金）	0	1.000	△ 1.000	−
歳入合計	**29.043**	**23.296**	**5.747**	**100%**	**歳出合計**	**29.043**	**23.296**	**5.747**	**100%**

(4) 上水道特別会計当初予算 （単位千円）

歳入					歳出				
費目（款）	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算総額に対する割合 %	費目（款）	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算総額に対する割合 %
1. 使用料及び手数料	6.516	0	6.516	4.5	1. 総務費	1.629	72	1.557	1.1
2. 国庫支出金	45.249	8.000	37.249	31.8	2. 上水道費	139.047	32.210	106.837	97.8
3. 繰越金	10	0	10	0.1	3. 公債費	1.400	0	1.400	1.0
4. 諸収入	1	0	1	−	4. 予備費	100	0	100	0.1
5. 町債	90.400	24.000	66.400	63.6					
歳入合計	**142.176**	**32.282**	**109.894**	**100%**	**歳出合計**	**142.176**	**32.282**	**109.894**	**100%**

『昭和三十八年度 方城町決算白書』

昭和三十八年度の方城町一般会計並びに特別会計の決算については、次の通り去る三月の定例町議会に於て承認を得ました。

一般会計決算報告

決算委員　田島　善一
〃　仲山　坂市
〃　木戸　新
〃　勝木　満
〃　香月　一生
〃　川崎　忠雄

議会の委託に基き、昭和三十八年度方城町歳入歳出決算書の内容審査を行い左記の通り報告します。

1決算書審査期間

昭和四十年三月二十四日二十五日、二十六日、二十八日の四日間

2審査結果

(1)歳入状況について

歳入収入済総額一六九、一九三、七九二円でありますが、その主なるものは、地方交付税五九、一八六、〇〇〇円、国県支出金五〇、三七〇、六九一円で前年度地方交付税四七、五八五、〇〇〇円、国県支出金三八、〇八二、〇七四円に比較し、それぞれ増額となっている事は、国庫補助対象事業獲得に努力された結果と考えられる。

町税調定額　二五、一〇四、〇二〇円
収入済額　一八、一二四、二一二円
収入未済額六、九七九、八〇八円

収入未済額の内、主なるものは固定資産税が五、二〇二、二二五円で、昨年度に比較し収入未済総額に於て一、四一八、九一八円、固定資産税で一、二〇五、四九〇円の増額となる。これは産炭地域としての特殊事情により年々滞納額が増加している事は考えられるが遺憾である。

滞納一掃に尚一層の努力を望むものであります。

(2)歳出状況について

(イ)歳出総額一六二、八六二、二五〇円で、主なる事業は炭坑離職者対策事業三〇、八三九、七〇七円、災害復旧事業二、一四八、七五〇円、鉱害復旧事業一一、八四七、〇〇〇円、合計四四、八三五、四五七円、学校関係で二六、一七六、九八八円、内容は弁城小学校校舎建築工事一七、四五九、二六八円、給食センター建築工事八、七一七、七二〇円であり、これらの事業に伴う経費の大部分は国県補助金並びに起債で賄ない然も六、三三一、五四二円の繰越金を得たるは、円滑なる運営に尽力されたものと思考され、その努力に対し感謝するものである。

(ロ)歳入簿及び支出簿並びに支払憑証書類の計数には違算はなく疑義の点はなかった。尚憑証書類の整理状況については、昨年度より内容の整理について向上の跡がみられた事は喜こばしいことである。

3審査結果の意見書

昭和三十八年度は炭界不況により、相つぐ炭坑の閉山に伴い町独自の収入財源である町税は決算総額の一〇、七%に過ぎず、地方交付税及び国県補助金等のみにて運営されている現状で、財政的にも非常に困難な状態の中で翌年度繰越金六、三三一、五四二円を現出させ得た当局の努力に対し敬意を表したい。

尚、今後の問題として前に述べた状況下に於て、消費的経費は可能な範囲で節約し、今後共国県補助の獲得により町将来発展の為、尽していただきますよう願うものであります。

特別会計決算報告

決算委員　原田　文義
〃　原田　政幸
〃　渡辺　翠

議会の委託に基き、昭和三十八年度方城町特別会計歳入歳出決算書の審査を行い次の通り報告致します。

1決算審査期間

昭和四十年三月二十四日より二十八日まで四日間

2審査の結果

（町立病院特別会計）

(1)歳入状況について

(イ)第一款、診療報酬に於て予算総額二〇、三二七、五七〇円に対して、収入済額二一、四九四、五三一円を執行し、予算現額に対して一、一六六、九六一円の増額を現出している事は、予算編成に際して少し甘かったと云う点も考えられるが病院関係者の大きい努力の跡がうかがわれる。特に健保診療報酬及びその他保険診療報酬に於て、その顕著な努力が為され、町立病院の運営に安定性を副えている。

(ロ)第五款、第一項の受託料に於ても、予算総額二、六六五、〇〇〇円に対して収入済額二、九二八、九五九円で、予算現額に対して二六三、九五九円の増額の執行が出来た事は、予防措置の衛生行政と相俟って、町立病院の積極的な協力のたまものと思われる。

(2)歳出状況について

(イ)第二款第四項一目需用費の原材料費八、五四三、〇九五円の予算現額に対して八、三四三、七六五円の執行実績で、対比率九七、七%を消化している点は非常な努力の跡があることは了解するも、第四款第二項の過年度支出の原材料費との関連に於ての事務処理については、今一層の努力が望ましかった。

(ロ)第三款第一項の積立金について、金額としては小さいが、予算現額一〇〇%を執行し得た事は、この制度の今後の向上に大きい期待を持つものである。

(3)総括

三十八年度町立病院特別会計に於て、歳入出差引額一、二四〇、〇一二円の剰余金を計上出来た事は、産炭地自治体として、財源的にも困難な状況下にあって、而も医師不足、水不足という病院運営上非常に悪条件重複下にあって、

尚また、病院内部に司直の介入と云う事態後の再建問題をも含み、これ等をよく克服した努力、特にその間に於ける医師を始め、直接関係者が議会の特別調査の指摘要望事項に留意して一致協力の成果を評価したい。

尚、審査に於ける計数的内容に就ては違算疑義点はなかった事を認める。

（國民健康保険事業費特別会計）

(1)歳入状況について

(イ)第一款第一項保険税について、現年度二、七四九、七一〇円に対して、収入済額二、二一〇、五九〇円となり、その対比率は八〇、七%の徴収実績となり、対予算現額対比で七三一、七六〇円の減額となっており前年度以降繰越調定額一、九二四、八五〇円に対して収入済額は僅かに一〇二、四一〇円で対比率五、三%で九四、七%が未済収入額となり、合計未済収入額が二、三七〇、五六〇円と増加している事は国保財源の点から大きく考慮されなければならない問題で十分な対策を講ぜられたい。

(ロ)第三款第二項、特別調整交付金に於て予算現額五九六、七七五円に対し、調定額収入済額一、九六一、一〇〇円の執行実績を挙げているのは減税措罪及び世帯主改善等の業務処理についての努力の結果を認められる。

(ハ)第六款第一項前年度繰越金に於て、予算現額に対して一、八八八、一〇二円の収入済額の執行実績を挙げ得ている点も、又努力の跡が認められる。

(2)歳出状況について

(イ)第二款療養給付費に於て予算減額七、六〇八、三二一円に対して、支出額七、五四〇、五六二円と対比率九九、一%を消化執行している成果も見逃がせない努力の跡がある。

(ロ)第四款第二項の納税奨励費については、今少し検討を加える事により、実に微税効果を挙げ得ると考えられるが、この点の研究をお願いしたい。

(3)総括

一般会計よりの繰入金五〇万円を繰入れ末済にして、運営の困難性を克服して、尚且つ歳入出差引剰余金九〇一、四九五円を執行実現し得た事については、その努力を強く認めるが、国保の基本財源である保険税の徴収には、より一層の努力をして、国保運営の安定性の向上を確立願いたい。

尚審査に当り、計数には違算はなく内容に於ても疑義の点は認められなかった

(4)審査意見

(イ)現行に於ける診療種別取扱いは甲表を適用しているが、現状の病院運営の実体からは、乙表に切り替えという事を検討して、乙表適用が良策と云う事であれば当局で十分考慮願いたい。

(ロ)医薬品の購入取扱いについて、月別累計を明確にすること、並びに綜合記帳簿の作製、納品書、請求書の整理と明確化を必要とする

(ハ)病院備品の中、手術室の手術台及び手術照明器、煮沸器等の取替えについて考慮願いたい。

(ニ)病院の給水について、早急に配慮願いたい。

新任医師ならびに レントゲン技師の御紹介

橋口先生

白石技師

一、先般来医師の欠員等により皆様に大変御不自由をおかけ致しておりましたがこの度、熊本県八代出身の**橋口敏雄先生**が当病院に赴任され四月中旬より内科、小児科の診療を担当致しております。

先生は鹿児島医大を卒業され、宮崎県立八代診療所長山形県高畠町和田診療所長を歴任されて、この度方城町の要請により就任されたものであります。

今後、当町に永住され、医療行政にたずさわることになっておりますので、宜しく御協力方をお願い致します。

二、また、診療面の円滑を期すべく、レントゲン技師**白石香氏**も五月初旬より就任し、皆様の要請に応えております。

大学出張診療日の おしらせ

毎週月曜日、金曜日（午前九時―午後四時三十分）

福祉年金額の年額 二、四〇〇円引上げなど

国民年金の改正法成立

国民年金

今国会に提出されていた国民年金法の改正法案は、五月二十四日参議院を通過し成立しました。こんどの改正の内容は、福祉年金額の引上げ、支給範囲の拡大並びに所得制限の緩和など、その概要は次のとおりです

現在、福岡県の福祉年金の受給権者は一三万一六四人その支給年金額は一五億五千万円（方城町四八五万七千九八九円）にのぼっていますが、こんどの法改正により、その増額支給分だけでも年に約三億円にのぼり受給権者の皆さんにとっては、大きな福音だと思われます。

こんどの改正の概要

1　年金額の引上げ

(1)現行老令福祉年金額一万三千二百円を一万五千六百円に引上げる。

(2)障害福祉年金現行額二万一千六百円を二万四千円に引上げる。

(3)母子福祉年金準母子福祉年金現行額一万五千六百円を一万八千円に引上げる。

2　障害年金の対象範囲の拡大

障害年金の対象となる障害の範囲に精神薄弱者を加えること。

3　障害範囲の拡大に伴う改善。

母子、準母子、遺児の各福祉年金の支給要件となり、また額の加算の対象となる子の廃疾の範囲を障害年金と同様に拡大すること。

4　福祉年金の支給制限の緩和

(1)受給権者所得による制限

受給権者の所得による福祉年金の支給制限二〇万円が二二万円に引上げられ、またこの額を計算する場合の子等についての加算額三万円を四万円に引上げられたこと。

(2)扶養義務者所得による制限

扶養義務者所得による支給制限額を扶養親族数に応じて緩和し扶養親族が五人である場合、六五万四千円を七一万六千円に引上げられたこと。

(3)公的年金と福祉年金との併給制限

戦争公務により死亡し、または廃疾となったことに基づく公的年金受給者に対する福祉年金の併給限度額を一〇万二千五〇〇円に引上げたこと。

国民年金係

「福祉年金」の 所得状況届は早目に

国民年金制度のなかには、この制度が始まったとき、すでに高令、身体障害者、母子世帯になっている人や、また国民年金の加入者で、かけ金制の年金をもらうには資格のない人のために、かけ金なしの福祉年金というのがあり、県下でも約十三万人ほどのおとしよりなどがこの福祉年金を受けておられます。ところで、この福祉年金をもらっておられる皆さんは、お忘れなく六月三十日までに、前年分の所得状況届を役場国民年金係に出していただかなくてはなりません。この所得状況届が出されませんと、本年五月以降の年金額の計算ができませんので、年金の支払いができなくなってしまいます。昨年もこの届けが出ていないために年金の支払いがおくれた人もかなりありました。こういうことになりますと、何より皆さん自身が困ることになりますから、六月三十日までに必らず、忘れずに、国民年金証書と印鑑をもって役場国民年金係で届出をすませて下さい。届出の用紙は役場に用意してあります

「免除の申請はおすみですか」

〜七月末までに免除申請〜

国民年金制度では保険料をかける拠出制を基本としており、二十才から三十四才までの人は月に百円、三十五才以上の人は月に百五十円の保険料を納めることになっています。しかし、生活が苦しくて、保険料が納められない人には、免除の制度があり、この免除さえうけておれば、たとえ保険料が納められなくとも、将来必らず年金がうけられるようになっています。

◎免除はどういう人がうけられるか。

保険料の免除には、法律に定めた要件にあてはまる人（生活扶助をうけていたり国民年金の障害年金、母子準母子福祉年金をうけている場合など）を対象とした法定免除と、あと一つ、生活が苦しくて保険料が納められない理由を県知事に申請して、免除を認めてもらう申請免除の二つがあります。

◎七月末日までに免除の申請を

とくに、さきに書いた申請免除の場合は、県で免除の承認をするのが、その年度末まで（三月分まで）ですから、毎年、年度はじめにあらためて免除申請の手続きをとらなければなりません。とくに、昭和四十年度にはいり、四、五、六月分の保険料は、七月三十一日までに手続きをしないと免除されなくなります。この免除手続きもせず、保険料も納めずにいますと、保険料未納期間となって、いざというとき年金がうけられません。生活が苦しくて、保険料が納められないという人は、必らず七月三十一日までに、方城町役場国民年金係窓口まで免除の手続きをすませて下さい。